平成２９年（フ）第１５４号
静岡県沼津市東原134番地の３、前住所静岡県沼津市石川687番地の３
債務者　菊池　陽子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
山形県米沢市吾妻町３番９―10号
債務者　我妻　　均
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第８３５号
さいたま市岩槻区大字飯塚1631番地26
債務者　佐藤　槙悟
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５１号
さいたま市中央区本町西６丁目１番21号　萩コーポ201
債務者　小野　圭代
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４５号
埼玉県蓮田市東３丁目12番12号　シティハイムハイライズ105号
債務者　寺田　文章
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
埼玉県三郷市早稲田７丁目５番地１号棟301号
債務者　糸川　　孝
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
埼玉県三郷市三郷２丁目11番地１　アクトピア三郷401号、旧住所千葉県流山市南流山２丁目９番地の１　南流山シャトー202
債務者　布施　秀子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４２４号
埼玉県草加市北谷２丁目30番25―206号
債務者　加藤　正明
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４４８号
埼玉県草加市手代町50番地118　パストラルＫ101号
債務者　渡部いずみ（旧姓玉野）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
新潟県長岡市中貫町１丁目７番地15
債務者　鈴木　紀子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２５８９号
大阪府吹田市岸部北２丁目13番10号
債務者　逢阪　拓也
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１４号
大阪市此花区高見１丁目６番24―505号
債務者　當眞　春香
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２２０号
大阪府茨木市新郡山２丁目13番304号
債務者　畑田　　隼
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３９号
岡山市中区長岡４番地48　長岡コーポ306、旧住所千葉県松戸市中和倉144番地の１　第２サニーハイツ301号
債務者　菅野　未央
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６９号
岡山市北区玉柏550番地14
債務者　阪上　　惠
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７９号
岡山市中区長岡67番地81コーポ烏城Ｂ202、住民票上の住所岡山県高梁市落合町近似586番地
債務者　三牧　悟志
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部